

大学が独自に設定する科目

- 中学校教諭1種免許状
- 高等学校教諭1種免許状

工学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備考
科 目	単位	科 目	単位		
大学が独自に設定する科目	中4 高12	○全人教育論	2		
		異文化理解と教育	2		
		生命と性の教育	2		
		情報メディアの活用	2	4	12
		教職演習A	1		
		道徳教育の理論と方法（中）	2		高1種のみ
		教育インターンシップA※①②	2		
		免許状取得に必要な単位数	4	4	12

○印は必修科目

「大学が独自に設定する科目」には上記の他に、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理義に関する科目等」の余剰単位を充てることができます。

※① マネジメントサイエンス学科は、「数学検定準1級1次もしくは2次に合格済みであること」（2年次に受講の場合のみに該当）
 ※② 工学部数学教員養成プログラムは、「数学検定準1級1次もしくは2次に合格済みであること」（2年次に受講の場合のみに該当）

免許法施行規則第66条の6に定める科目

- 中学校教諭1種免許状
- 高等学校教諭1種免許状

工学部

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備考
科 目	単位	科 目	単位		
日本国憲法	2	○日本国憲法	2	2	
体育	2	○健康教育	1	2	
		○体育	1	2	
外国語コミュニケーション	2	ELF 101	4		
		ELF 102	4		
		ELF 201	4	4	※①
		ELF 202	4		
		ELF 301	4		
情報機器の操作	2	マルチメディア表現	2		
		ネットワーク入門	2		
		情報科学入門	2	2	※②
		データ処理	2		
		プログラミング I	2		
	8	免許状取得に必要な単位数	10	10	

○印は必修科目

「免許法施行規則第66条の6に定める科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。

※① 「外国語コミュニケーション」（上記表の免許法施行規則に定める科目）は、左記5科目より1科目以上を修得すること。
 ※② 「情報機器の操作」（上記表の免許法施行規則に定める科目）は、左記5科目より1科目以上を修得すること。